



第186回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時

場所

東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
朝日生命宮益坂ビル
「渋谷サンスカイルーム」5A会議室（5階）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 当社株券等の大規模買付行為に
関する対応策（買収への対応方
針）の継続の件

目次

株主の皆様へ／経営理念	1
招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
事業報告	27
連結計算書類	55
計算書類	57
監査報告	59
会社概要／株主メモ	63
Topics	66



日本ルツボ株式会社
NIPPON CRUCIBLE CO., LTD.

証券コード 5355

株主の皆様へ



**当社は、耐火物事業を核として、
競争力・収益力・成長力のある
企業体質の確立を目指してまいります。**

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
当社第186回定時株主総会を2026年6月25日(木曜日)に開催いたしますので、ここに招集ご通知をご提供申し上げます。
株主総会の議案および第186期の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

2026年6月

代表取締役社長

西村有司

❖❖❖ 経営理念 ❖❖❖

わが社は、創造性豊かな活力に満ちた役職員により、伝統を守りつつ、
いかなる時代、いかなる環境にも適合する会社を目指します。

Heart & Spirit

当社は、明治18年の創業以来、お客様ニーズを的確に把握し新製品の開発、新ジャンルの開拓を推し進めてまいりました。21世紀も、その姿勢は変わりません。

Ecology

当社は、どんなに優れた技術であっても地球環境にダメージをあたえてはならないと考えます。環境に対して求められるもの、必要なものを展望しながら製品・設備を提供してまいります。

Challenge

「現状維持は退化につながる」という発想のもと、常に新しい技術を開発し続け、新しい分野への進出によりお客様の満足を実現してまいります。

株 主 各 位

証券コード 5355

2026年6月4日

東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

日本ルツボ株式会社

(登記上社名 日本坩堝株式会社)

代表取締役社長

西村有司

第186回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第186回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第186回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト(<https://www.rutsubo.com>)



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆様へ」「IRライブラリー」「株主総会招集通知・報告書」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本坩堝」または「コード」に当社証券コード「5355」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、各議案につき賛否の意思の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

敬 具

記

1 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時

2 場 所 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号
朝日生命宮益坂ビル「渋谷サンスカイルーム」5 A会議室（5階）

3 目的事項 報告事項 1. 第186期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第186期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件
第3号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項から業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表を除いたものを記載した書面をお送りいたします。

事前の議決権行使についてのご案内

書面（郵送）で議決権を行使いただけます。

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

(下記の行使期限までに到着するようご返送ください)



行使期限

2026年 6 月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法

こちらに議案に対する賛否をご記入下さい。

議決権行使書		株主番号 0000000000 議決権行使総額 00000000000000000000 年	株主番号 0000000000																
日本ルツボ株式会社 敬中		議決権行使簿番号 000000000000																	
私は、2024年6月12日開催の第18回定時株主総会 主会会（議決権または委任状を有する）に出席を希望し、 下記（賛成を○で表す）のよう議決権行使を行います。																			
2024年6月 日	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">議決権 行使 事項</th> <th style="text-align: center;">賛成 ○</th> <th style="text-align: center;">反対 ×</th> <th style="text-align: center;">棄権 △</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">△</td> </tr> </table>			議決権 行使 事項	賛成 ○	反対 ×	棄権 △	第1号	○	×	△	第2号	○	×	△	第3号	○	×	△
議決権 行使 事項	賛成 ○	反対 ×	棄権 △																
第1号	○	×	△																
第2号	○	×	△																
第3号	○	×	△																
右議決権行使書の内容が正しいと 認める旨の意思表示をした場合、本 議決権行使書は、権利を行使したと 推定されるものと取り扱われます。 ためるとして取り扱われます。		（発行株式数） 100 株 ○所有株式数 0 株																	

議案	第1号案	第2号案	第3号案
賛否表示欄	☒	☒	☒
	☐	☐	☐

第1号議案・第2号議案・第3号議案について

賛成の場合→**賛**に○印

反対の場合 → **否** に○印

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金処分の件

利益配当につきましては、業績の状況、配当性向、企業体質強化のための内部留保などを総合的に判断し、適正な利益配分を継続的にを行うことを基本方針としております。

中間配当は見送らせていただきましたが、期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、当期の業績および当社を取り巻く経営環境などを勘案いたしまして、1株につき18円の配当とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、121,099,410円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
植田 憲高 (1962年4月6日)	1987年 4 月 日本精鉱株式会社 入社 2012年 1 月 同社営業部長 兼 開発・業務課長 2015年11月 同社営業部長 兼 日鋸精鉱（上海）商貿有限公司 総経理 2016年 1 月 日鋸精鉱（上海）商貿有限公司 総経理 2019年 5 月 中瀬製錬所長 2019年 6 月 取締役 中瀬製錬所管掌 兼 中瀬製錬所長（現任） 2019年 7 月 日鋸精鉱（上海）商貿有限公司 董事（現任） 2022年 6 月 日本精鉱株式会社 代表取締役社長	－ 株

《補欠の社外監査役候補者とした理由》

植田憲高氏は、長年にわたり経営に携わってきており、企業経営を統治する見識を有していることから、社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断したため、補欠監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者植田憲高氏は、社外監査役候補者であります。
3. 植田憲高氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告（本招集ご通知46ページ）に記載のとおりです。植田憲高氏が社外監査役に就任されますと、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案

当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2023年6月28日開催の当社第183回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、企業価値・株主共同の利益向上の観点から、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）を継続しております。

現プランは、2026年6月25日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、現プランの継続承認後の情勢変化および買収への対応方針に関する議論の動向等を勘案し、当社の企業価値・株主共同の利益向上の観点から、継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間の確保、買付者等との交渉機会の確保等の観点から、現プランはなお有用であると判断し、2026年5月14日開催の当社取締役会において、現プランを継続（以下、継続後の「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策を「本プラン」といいます。）することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、現プランの継続にあたり、近時の買収への対応方針に関する裁判例や実務動向等を踏まえ、現プランの内容について見直しを行っております。

本プランにつきましては、当社取締役会決議に先立ち、当社社外取締役2名および当社監査役3名全員（当社監査役3名はいずれも社外監査役です。）が、本プランへの継続を相当と判断する旨の意見を表明しております。本プランは、会社法施行規則第118条第3号に定める「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に係る当社の取組みのひとつであり、当社定款第18条第1項に基づき、本定時株主総会において株主の皆様にお諮りし、ご承認を得られることを条件として発効するものとします。

なお、2026年3月31日現在の当社大株主の状況は、別紙3のとおりですが、現時点において当社は当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けておりません。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の経営理念および企業価値の源泉ならびに当社を支えるステークホルダー（利害関係者）との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場しておりますので、当社の株式は株主および投資家の皆様による自由な取引が原則であり、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基

づき行われるものと考えており、当社株式に対する大規模買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、当社の株式の大規模買付行為の中には、当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠な取引先、債権者、従業員等のステークホルダーとの良好な関係を損ねるおそれのあるもの、株主に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社はこのような大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組みについて

(1) 企業価値・株主共同利益の源泉

当社は、1885年（明治18年）の創業以来、耐火物および工業炉のメーカーとして141年間、国内外の鋳造業界、鉄鋼業界を中心とした市場に対し製品を供給してまいりました。当社が長年にわたり継続企業（ゴーイングコンサーン）として存続してきた理由は、取引先、債権者、従業員等のステークホルダーとの長期的な信頼関係を基盤とし、販売、研究開発、品質改善、コストダウン、新製品開発など顧客の要求に応える継続的な努力により常に企業価値の向上を目指してきたことによるものと考え、今後も更なる企業価値および株主共同の利益の向上に努めてまいります。

当社グループは、『創造性豊かな活力に満ちた役職員により、伝統を守りつつ、いかなる時代、いかなる環境にも適合する会社を、目指す』ことを経営理念とし、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの期待に応え、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を経営の最重要課題として取組んでおります。そのために、内部統制システムの整備・強化を図り、経営の透明性・公平性を確保し、迅速な意思決定により経営の効率性を高めるべく、コーポレートガバナンスの充実を進めております。

現中期経営計画（2026年3月期から2028年3月期）においては、引き続き基本課題として、「業績の伸展、財務の強化」「顧客満足度の飛躍的改善」「業務の生産性向上」「組織・人材の活性化」を掲げるとともに、事業構造の再構築をさらに加速させ、中期的な経営課題を達成するための基礎固めを完了し、当社グループの持続的な発展に向けた攻勢を一段と強化してまいります。

具体的には、新規事業創出力・事業化推進力・先見の対応力の強化を組織全体で図るとともに、基礎研究や革新的技術開発において成果を創出できる人材の育成を抜本的に進め、これらを基盤として、グループ会社全体での相乗効果をこれまで以上に発揮できる施策を推進いたします。また、人事交流の更なる拡充や意見発信の場の創出を通じ

て、目指すべき企業文化の構築を図るとともに、社員の貢献・成長を応援する仕組みづくりを通じて、より働き甲斐のある会社を目指してまいります。

(2) コーポレートガバナンスへの取り組み

当社は、株主をはじめとするステークホルダー重視の観点から、経営が健全、適切かつ効率的に運営されているかを監視、統制する仕組みを構築するため、取締役会、監査役会のほかに内部監査室を設置し、経営における透明性を高め、公正性の維持・向上に努めております。

取締役会については、原則として毎月1回定例開催（必要に応じて臨時開催）し、経営の基本方針の策定および具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行い、重要な業務執行は、中期経営計画等の事業戦略を踏まえて決定しております。

監査役会は常勤の監査役1名、非常勤の監査役2名（3名全員が社外監査役）で構成され、各監査役は取締役とは職責を異にする独立機関であることを十分に認識し、取締役会においても積極的かつ活発な発言をしています。さらに常勤の監査役は取締役会以外にも社内の重要な会議に必ず出席するほか、重要な決裁文書を閲覧し、取締役、使用人から報告を受けるなど、取締役の業務の執行を監視しております。

また、当社は、取締役会の機能向上を図るため、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、取締役会の実効性の確保・強化に努めております。

加えて、取締役・経営幹部の人事・報酬などの重要な事項の検討にあたって取締役会が適切な関与・助言を得るための機関として、諮問委員会を設置しております。諮問委員会は、社外取締役岩谷誠治・岡松暁子、社外監査役山本博之・茂木康三郎・松田明彦、および取締役社長西村有司（委員長）で構成しております。

また当社は、取締役会による業務執行の基本方針をもとに、経営に関する重要な事項を審議し、経営方針の徹底、経営計画の予実管理、経営課題に係る対策協議および重要な日常業務等について討議するため、経営会議を毎月開催しております。

3. 本プランの目的

本プランは、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間を確保するとともに、大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものです。

本プランは、以下のとおり、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する当

社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。現在の独立委員会委員である茂木康三郎氏、松田明彦氏、岩谷誠治氏、岡松暁子氏は、本プランの継続後も引き続き独立委員会委員に就任する予定です。

（独立委員会委員の略歴につきましては、別紙2をご覧ください。）

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1)本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)、(ii)または(iii)に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を自ら単独または他の者と共同ないし協調して行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株券等 について、保有者 の株券等保有割合 が20%以上となる買付けその他の行為

(ii) 当社が発行者である株券等 について、公開買付け を行う者の株券等所有割合 およびその特別関係者 の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（公開買付けの開始を含みます。）その他の行為

(iii) 上記(i)または(ii)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、(a)当社の株券等の取得をしようとする者またはその共同保有者 もしくは特別関係者（以下、本(iii)において「株券等取得者等」といいます。）が、当社の他の株主その他の保有者（複数である場合を含みます。以下、本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主その他の保有者が当該株券等取得者等の共同保有者に該当するに至るような合意等の行為、または当該株券等取得者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為 であって、(b)当社が発行者である株券等につき当該株券等取得者等と当該他の株主その他の保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となるような行為

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した法的拘束力のある書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式（本プランに定める手続きを遵守する旨の条件または留保等のない誓約を含み、買付者等の代表者による署名または記名捺印がなされることを要します。）により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名または名称および住所または所在地

(ロ) 代表者の役職および氏名

(ハ) 会社等の目的および事業の内容

(ニ) 株主または出資者の概要

(ホ) 国内連絡先

(ハ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、および意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等 その他の目的がある場合には、その旨および内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を受領した日から10営業日（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(イ)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、買付者等には当社取締役会が別途請求する追加の情報を提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」

の一部に含まれるものとします。

- (i) 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および買付者等を被支配法人等14とする者の特別関係者を含み、ファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名および職歴、法令等の遵守状況、反社会的勢力との関係等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類および金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数および大規模買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性、大規模買付等の実行の可能性等を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の価額およびその算定根拠（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。））の具体的名称、調達方法および関連する取引の内容を含みます。）
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡がある場合はその内容および当該第三者の概要
- (vi) 買付者等による当社の株券等の過去の取得又は処分に関する取引の詳細
- (vii) 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (viii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (ix) 大規模買付等の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- (x) 大規模買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、当社グループの従業員、取引先、および顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針
- (xi) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xii) その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は買付者等から意向表明書が提出された事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、適宜回答期限を定めた上、当社取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

また、独立委員会が買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会は、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、原則として最大90日間の範囲内で、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）を設定します。

ただし、取締役会評価期間は取締役会が必要と認める場合または独立委員会の勧告を受けた場合には1回に限り延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間および当該延長が必要とされる理由を買付者等に通知すると共に株主の皆様を開示いたします。また、延長の期間は原則として最大30日間とします。

当社取締役会は、買付者等より意向表明書、本必要情報の提出を受け、取締役会評価期間開始と同時に、独立委員会に対し、対抗措置の発動の是非について諮問します。

また、当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)または(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(i) 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しない場合（大規模買付等の内容を判断するために合

理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。) または当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白である場合で、対抗措置の発動が相当であると認められる場合には、引き続き買付者等より情報提供を受けまたは買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。なお、大規模買付等が下記の(イ)から(ト)に掲げるいずれかの類型に該当する場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものである場合に該当するものとしします。

(イ) 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的での当社の株券等の取得（いわゆるグリーンメーラー）であると判断される場合

(ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的での当社の株券等の取得であると判断される場合

(ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的での当社の株券等の取得であると判断される場合

(ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的での当社の株券等の取得であると判断される場合

(ホ) 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(ヘ) 大規模買付等の条件（対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、取得の時期および方法、違法性の有無、実現可能性、大規模買付等の後の経営方針または事業計画、大規模買付等の後における当社の他の株主、当社グループの従業員、顧客、取引先その他の当社グループに係る利害関係者に対する方針等を含みますがこれらに限られませんが、）が、当社の本源的価値に照らして不十分または不適当なものであると判断される場合

(ト) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先その他の利害関係者との関係や、当社の技術力、ブランド力または企業文化を毀損する等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれがあると判断される場合

なお、独立委員会は、対抗措置の発動が相当であると判断する場合でも、対抗措置の発動等について事前又は事後

に株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対し、株主総会の招集、対抗措置に関する議案の付議を勧告するものとします。

(ii) 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の大規模買付等の内容が、本プランに定める手続に従ったものであり、かつ、企業価値を毀損しもしくは株主共同の利益を損なうものとはいえないと判断した場合、または、それ以外の場合でも対抗措置を発動することが相当でないと判断した場合は、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦対抗措置の不発動を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による大規模買付等が上記(i)の要件を充足することとなった場合には、対抗措置を発動することを当社取締役会に勧告することができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主総会の開催

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重して、速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動に係る株主総会の招集および議案の付議を勧告された場合、または当社取締役会が当社取締役の善管注意義務に照らし本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様判断していただくべきと判断する場合には、株主総会を開催し、対抗措置に関する議案を付議するものとします15。当該株主総会で対抗措置の発動を認める決議がなされた場合には、取締役会は、当該決議に従い、対抗措置に必要な手続を遂行します。当該株主総会で対抗措置の発動を認めない決議がなされた場合には、取締役会は、当該決議に従うものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑦ 対抗措置の中止または発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止・撤回し、大規模買付等が存在しなくなった場合、または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、または勧告の有無もしくは勧告の内容にかかわらず、対抗措置の中止または発動の停止を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、上記①から⑥に規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会または株主総会が⑥記載の対抗措

置の不発動の決議を行うまでは、大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適当と判断される場合には当該その他の対抗措置を用いることもあります。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償ですべての本新株予約権を取得する方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランへの更新は、本定時株主総会において株主の皆様の承認が得られることを条件として行われるものとし、本プランの有効期間は本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則等の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主の皆様に不利益を与えない場合等、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収への対応方針に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しています。

また、本プランは、東京証券取引所が2015年6月に策定した「コーポレートガバナンス・コード（2021年6月11日最終改訂）」における「原則1-5. いわゆる買収防衛策」及び経済産業省が2023年8月31日付けで公表した「企業買収における行動指針-企業価値の向上と株主利益の確保に向けて-」の規定を勘案した内容となっております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3. に記載のとおり、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、本プランにつき株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会において、本プランへの継続に関する議案につき株主の皆様のご承認をいただくこととし、かかるご承認がいただけない場合には、本プランへの継続はなされません。

また、上記4. (1)⑥に記載したとおり、本プランに基づく対抗措置を発動するか否かについて株主総会が開催されたときは、当社取締役会は当該株主総会の決議の結果に従って、対抗措置発動に関する決議を行うものとされております。

さらに、上記4. (3)に記載したとおり、本プランには、その有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、また、本定時株主総会後においても当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会決議により本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることになり、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されております。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4. (1)⑤および⑥に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型の買収への対応方針ではないこと

上記4.(3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収への対応方針）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型の買収への対応方針（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

6. 株主の皆様への影響

(1) 本プランへの継続時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランへの継続時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様と与える影響

当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当期日における株主名簿に登録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権を無償取得した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者

等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主および投資者の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、割当期日を定め、これを公告します。

なお、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

以上のほか、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会または株主総会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則等に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

以 上

別紙 1

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
2. 独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、①社外取締役、②社外監査役または③社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任する3名以上の委員により構成される。なお、当社は、社外有識者である独立委員会委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時または別途当該独立委員会委員と当社が合意した時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - （1）対抗措置の発動または不発動
 - （2）対抗措置の発動の中止または停止
 - （3）その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - （4）その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問する事項
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、上記7. に規定する職務の遂行にあたり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

別紙2

独立委員会委員の略歴

氏 名 茂木 康三郎 (もぎ こうざぶろう)
略 歴 1972年 11月 利根コカ・コーラボトリング株式会社入社
2005年 10月 当社監査役 (現任)
2007年 3月 利根コカ・コーラボトリング株式会社代表取締役社長
2009年 4月 同社取締役会長
2012年 6月 双葉電子工業株式会社社外取締役
※ 茂木 康三郎氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。
なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

氏 名 松田 明彦 (まつだ あきひこ)
略 歴 1985年 4月 東京ガス株式会社入社
2021年 6月 三機工業株式会社社外取締役 (現任)
2022年 4月 一般財団法人日本ガス機器検査協会代表理事専務理事
2025年 6月 当社監査役 (現任)
※ 松田 明彦氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。
なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

氏 名 岩谷 誠治 (いわたに せいじ)
略 歴 1987年 4月 株式会社資生堂入社
1990年 10月 監査法人朝日新和会計社 (現有限責任あずさ監査法人) 入社
2001年 6月 岩谷誠治公認会計士事務所代表 (現任)
2015年 6月 当社社外取締役 (現任)
※ 岩谷 誠治氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。
なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

氏 名 岡松 暁子（おかまつ あきこ）
略 歴 2013年 4月 法政大学人間環境学部教授（現任）
2014年 12月 参議院外交防衛委員会調査室客員調査員（現任）
2015年 4月 環境省参与（現任）
2019年 12月 日本エネルギー法研究所研究委員（現任）
2024年 6月 社社外取締役（現任）
※ 岡松 暁子氏は会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。
なお、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

以 上

当社の大株主の状況

(2026年3月31日現在)

氏名または名称	所有株式数(百株)	持株比率(%)
岡田 民雄	3,283	4.87
株式会社みずほ銀行	3,250	4.83
柏屋商事株式会社	2,750	4.08
上田八木短資株式会社	2,513	3.73
美濃窯業株式会社	2,320	3.44
野村信託銀行株式会社（信託口）	2,162	3.21
野間 一	2,100	3.12
日本坩堝従業員持株会	2,070	3.07
野村證券株式会社	1,780	2.64
日本精鉱株式会社	1,270	1.88

- (注) 1. 当社は自己株式317,455株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式317,455株を控除して計算しております。

以 上

別紙 4

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

2. 割当て対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記9.の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

7. 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ)買付者等、(Ⅱ)買付者等の共同保有者（かかる共同保有者が特別資本関係を有する者を含みます。）、(Ⅲ)買付者等の特別関係者（かかる特別関係者が特別資本関係を有する者を含みます。）、もしくは(Ⅳ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅲ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者（その共同保有者・特別関係者を含みます。）、または、(Ⅴ)上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者の関連者（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり、独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者（以下「非居住者」といいます。）も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記9. (2)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

9. 当社による本新株予約権の取得

(1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(2) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- (3) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降の日で当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者が有する本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使が原則として認められないとされているものを対価として交付することができます。また、当該新株予約権には、一定期間の経過後、一定の場合に合理的な対価を交付することにより当社が取得することができること等の取得条項が規定される場合があります。当該新株予約権の詳細については、本新株予約権無償割当決議において定めるものとします。
- (4) (1)乃至(3)のほか、本新株予約権の取得に関する事項については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。
10. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。
11. 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
12. その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、景気の緩やかな回復が継続しました。先行きについては、各種の政策効果もあって景気の緩やかな回復が継続していくことが期待されますが、内外の政治・経済の動向や人手不足・賃上げ、物価高の影響などを十分に注視する必要があります。

当社グループを取り巻く関連業界におきましては、主要取引先である自動車関連産業は、足元で生産台数が前年比増加に転じておりますが、米国の通商政策や中東情勢など、先行き不透明な状況にあります。

鉄鋼産業は、建築向けを中心に需要が減少傾向にあり、また粗鋼生産量の減少傾向が継続するなど、予断を許さない状況にあります。

このような状況のなか、当社グループは営業と技術が一体となり、主力製品や新製品の拡販活動等を積極的に推進いたしました。その結果、当連結会計年度の売上高は102億2千万円（前期比4.5%増）となりました。利益面では、営業利益は4億1千万円（前期比13.4%減）、経常利益は4億9千3百万円(前期比0.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、株式会社中橋保温工業所の株式取得に伴い負ののれん発生益3千7百万円を特別利益に計上したこともあり、4億2千6百万円（前期比21.7%増）となりました。

事業セグメント別の業績は、以下の通りであります。

①耐火物事業の売上高は、52億3百万円（売上高比率50.9%）と前期比4.4%減少し、営業利益は2億5千6百万円と前期比44.4%減少いたしました。

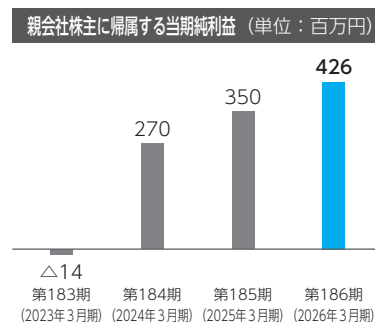
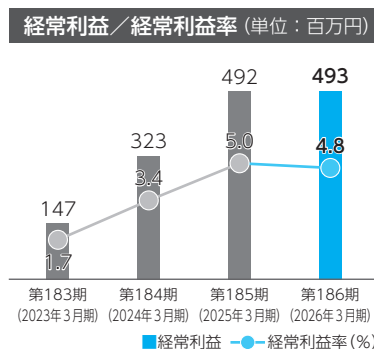
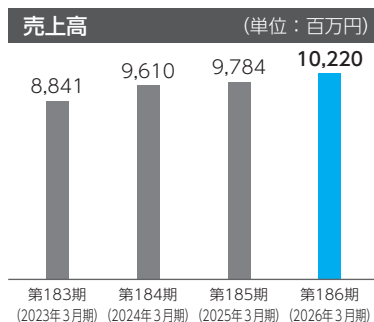
耐火物事業の大半を占める鋳造事業は、売上高43億1千7百万円（売上高比率42.2%）とほぼ前年並み（前期比0.6%減）となりました。鉄鋼事業は、当社がメンテナンスを担当している高炉での受注減により、売上高9億5千5百万円（売上高比率9.4%）と前期比16.0%減少いたしました。

②エンジニアリング事業の売上高は、41億6千6百万円（売上高比率40.8%）と前期比19.3%増加し、営業利益は6億2百万円と前期比34.4%増加いたしました。

このうち工業炉事業は、大型案件の進捗が寄与し、売上高14億7千6百万円（売上高比率14.5%）と前期比51.0%増加いたしました。環境・工事業は、民間焼却設備を中心に安定した受注を確保し、売上高26億2千万円（売上高比率25.6%）と前期比6.0%増加いたしました。

③不動産事業の売上高は3億7千9百万円（売上高比率3.7%）と前期比0.8%増加しましたが、営業利益は2億8百万円と前期比5.1%減少いたしました。

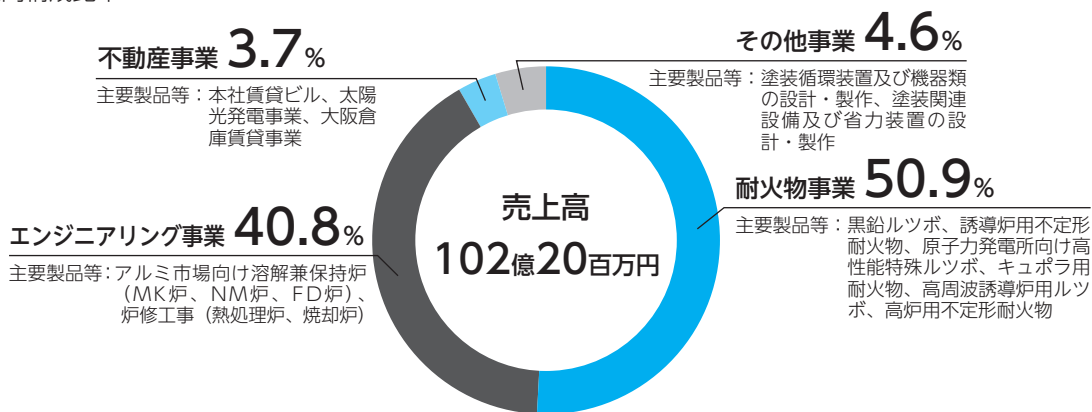
④その他事業（日本ピーシーエス株式会社の塗料循環装置事業）の売上高は4億7千1百万円（売上高比率4.6%）と前期比0.9%減少し、営業利益は1千4百万円となりました（前期は2千8百万円の営業損失）。



ご参考

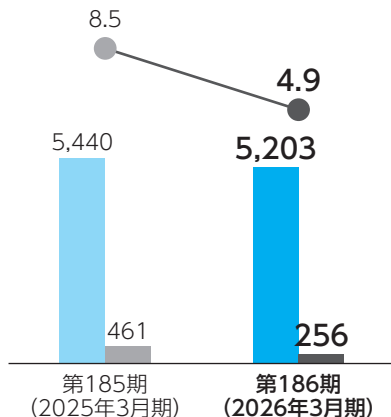
事業セグメント別の状況

●売上高構成比率



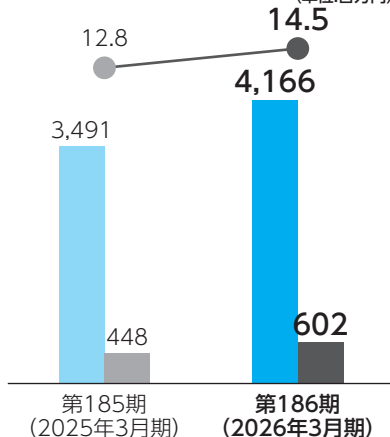
●売上高／営業利益／営業利益率 耐火物事業

(単位:百万円)



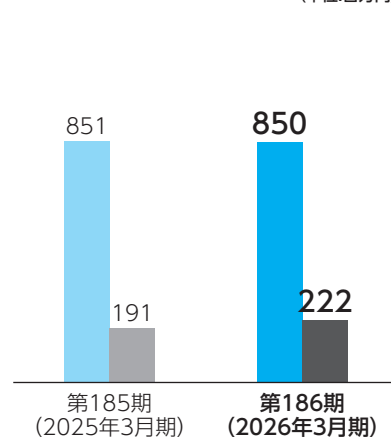
エンジニアリング事業

(単位:百万円)



不動産・その他事業

(単位:百万円)



■売上高(左軸) ■営業利益(右軸) ●営業利益率(%)

- (注) 1. 売上高構成比率は外部顧客に対する売上高から算出しております。
 2. 上記の売上高の数値につきましては、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおりません。
 3. 上記の営業利益は、各セグメントに帰属しない本社部門の人件費および経費（△671百万円）を含んでおりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は5億9千万円であります。主な投資内容は、大阪工場および豊田工場の製造設備であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか設備・子会社取得等のための借入3億8千万円、運転資金拡充のための借入3億5千万円であります。

増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 中長期の経営戦略

2025年度を初年度とする「中期経営計画2027 ～Crucible 3 R VER.2」(2026年3月期から2028年3月期)を策定し、2025年5月8日に開示しております。

(<https://www.rutsubo.com/ir/images/pdf/mid-term-news2025.pdf>)

当社グループの経営理念を踏まえた「長期ビジョン」として、「22世紀へ、躍進するNIKKAN ～創業1885年、『4世紀をつなぐ企業』を目指して」を掲げております。

また、長期ビジョンに基づく到達目標として「2040年に連結経常利益20億円(売上高200億円、経常利益率10%以上)」を設定しており、当社グループの「コア・コンピタンス(核となる強み)」である『耐火物・サービスに関する総合的なソリューション提供力』を最大限に活かして実現を目指します。この長期ビジョンと2040年の到達目標を全社・全員で共有するとともに、バックカスティングの手法も用いて3年間の位置づけを整理し、Rebirth(再生)、Re-create(価値の再創造)、Reconstruct(事業構造の再構築)という3つのRを引き続きキーワードとした中期経営計画としております。事業構造の再構築をさらに加速し、中期的な経営課題を達成するための基礎固めを完了するとともに、当グループの発展に向けた攻勢を一段と進めていく3年間としてまいります。

「中期経営計画2027」の到達目標は、2027年度連結経常利益8.3億円(売上高110億円、経常利益率7.5%以上、ROE8.0%以上)としておりますが、その実現に向けた経営戦略については、以下の通り4つの視点で整理しております。

第1の視点、財務戦略の基本は、安定的な財務体質の維持と高い資本効率の追求を軸として、持続的な企業価値向上を意識した経営資源配分を行うことであります。具体的には、営業キャッシュ・フローを安定的に積み上げて戦略的な設備・研究開発投資を行うとともに、経営環境を踏まえた機動的な資本政策を実施し、適正水準の利益配当を継続いたします。生産体制の将来像を具体化し、2040年を見据えた最適な設備投資計画についても進めてまいります。

第2の視点、到達目標達成に向けた最大のキーファクターである顧客満足向上戦略は、「常に顧客に寄り添い、情報を発信しニーズに応えることを通じて、顧客から全幅の信頼を受け続ける会社“ファースト・コール・カンパニー”を目指す」ということであります。具体的には、顧客への的確なクイックレスポンスを継続し、顧客の経営課題・関心事・困りごと・ニーズに的確に応え、顧客の事業発展に貢献してまいります。情報共有化・分析を通じた製品満足度の改善を進めるとともに、技術・営業面でのサービス水準の飛躍的向上を図ります。また、海外の重点エリアにおいて、生産・営業の両面で積極的に展開いたします。

第3の視点は、業務生産性の向上に関する戦略であります。顧客の満足度を高め、業績の向上を通じてステークホルダーの期待に応えるべく、あらゆるビジネス・プロセスの生産性において同業他社比秀でた状態の実現を目

指します。特に、サステナビリティの追求に積極的に取組み、カーボンニュートラルに貢献する先進的でユニークな製品・技術の開発を進めます。また、部門・部署間のコミュニケーションの拡充を通じて、営業・技術・生産・管理の各業務の生産性を大幅に向上させてまいります。

第4の視点となりますが、以上の経営戦略の土台となる組織活性化戦略の基本方針は、「役職員全員が、当社グループで働いていることを、大切な人たちに胸を張って誇りを持って語れる会社であり続けること」であります。具体的には、新規事業創出力・事業化推進力・先見の対応力を組織全体で強化するとともに、基礎研究や革新的技術開発において大きな成果を生み出し得る人財の育成を抜本的に進め、これらをベースにグループ会社全体での相乗効果がこれまで以上に発揮される施策を推進いたします。また、人事交流の更なる拡充や意見発信の場の創出等を通じて、目指すべき企業文化の構築をはかるとともに、社員の貢献・成長を応援する仕組みづくりを通じて、より働き甲斐がある会社を目指します。

(6) サステナビリティへの取組

(I) ガバナンス

当社グループは、サステナビリティ基本方針として、「企業理念・社是に基づき、環境・社会面の要請・ニーズと経済的リターンを両立させ、長期的な視点に立った取組を通じて企業価値を高めていく」と定めております。この基本方針のもと、カーボンニュートラルに取り組むお客さまに貢献する製品の開発を進め、当社グループ自身も製造過程における取組等を強化いたします。加えて、ESG/SDGsに関する取組として、ダイバーシティへの取組、労働環境の改善、地域貢献、取締役会の活性化等を進めてまいります。

上記の基本方針を踏まえた取組内容については以下の通り6つの視点で整理しており、毎月開催する経営会議において案件ごとに報告・討議を行うとともに、内容の重要性に応じ取締役会において報告または審議を行っております。

第一に、様々な社会課題、特に事業における環境保全の重要性を認識し、脱炭素や資源有効活用に積極的に取り組んでまいります。具体的には、豊田工場での太陽光発電、大阪工場でのコールドタルの使用量を2030年までに2013年対比半減する取組、トンネル窯の効率性向上、生産工程でのリサイクル処理、エネルギー消費原単位の低減、照明設備のLED化等であります。

第二に、お客さま、株主・投資家、社員などステークホルダーとのコミュニケーションを通して、相互理解に努め、共存共栄を図ります。地域の祭礼への寄付や広場提供、子供110番などの地域安全活動、小中学校からの社会科見学受入等も継続してまいります。

第三に、お客さまに安心・安全に使用していただける高付加価値な製品・サービスを通して、総合的なソリューションを提供いたします。具体的には、アルミ保持炉の電化、各種レンガ類の不焼成化、易乾燥性樋材の開発等であります。

第四に、人権を尊重し安全と健康を第一に、労働環境の維持・改善に努めます。具体的には、生産現場の省力化・環境改善等であります。

第五に、障壁を設けることなく多様性を受け入れ、個性を認め合い尊重しあう「るつば」となり、その「るつば」から新しい価値を創造いたします。具体的には、高齢者雇用への取組、女性活躍の推進、障がい者雇用の拡充等であります。

第六に、企業活動を推進するうえで必須条件となるコンプライアンスやリスクマネジメントに継続して取り組みます。具体的には、取締役会の実効性向上、コンプライアンス研修の拡充等であります。

（Ⅱ）戦略

①気候変動

当社グループは、鋳造業や鉄鋼業など原材料を加熱加工する素形材産業や焼却炉等の環境関連産業向けに、耐火物、工業炉等の製造販売、各種工事等のエンジニアリングサービスの提供をしておりますが、これら産業のお客さまのカーボンニュートラル実現に向けた取組に貢献していくことが極めて重要であります。

他方、当社グループ自身も、製造過程において温室効果ガスを排出していることから、様々な取組を通じてカーボンニュートラルの実現を目指すことが求められております。

お客さまの取組への貢献に関しては、蓄積技術やその応用、新たな開発技術等を通じて、以下の通り積極的に製品開発、製造・販売を行っております。具体的には、定形耐火物では熱効率の高いるつばや煉瓦の不焼成化、また不定形耐火物では、易乾燥性や断熱性の高い製品、予め定形化することでCO₂の直接排出を削減する製品等であります。耐火物以外では、熱間作業の軽減、優れた省エネ効果、高歩留、高品質といった特徴から大変ご好評をいただいている工業炉「フリーダム」、酸化物発生を抑制を目的として新開発したハイブリッド溶解保持炉「SU炉」、お客さまの製造工程におけるCO₂の直接排出を削減する取鍋電気加熱装置「エレマックス」等あります。

自社の製造等における取組としては、最も影響の大きい定形耐火物の焼成工程におけるCO₂の直接排出を削減するため、新しい技術の研究開発を進めるとともに、当面の対策としてカーボンオフセットガスを利用しております。また、工場で使用するフォークリフトの電動化および再生バッテリーサービスの活用、グリーン電力の活用等を行っております。資源を有効に活用すべく、高耐用耐火物製品の開発、製造・販売についても継続してまいります。

②人的資本

当社グループは、前述の通り、「中期経営計画2027」においても、「組織と人の活性化」を経営戦略の土台と位置付けております。「中期経営計画2027」の成否も、人財の能力向上・発揮を促進すること、人財を資源ではなく資本と捉えてその価値を最大限に引き出すにかかっていると考えており、そのことを通じて持続的な成

長を引き続き実現させてまいります。

具体的には、以下の通り、組織風土改革、優秀人財の確保、人財育成、ダイバーシティを人的資本経営における重点課題として取り組みます。

(i)組織風土改革

エンゲージメントは「組織や仕事に対して自発的な貢献意欲を持ち、主体的に取り組めている状態を表すもの」、会社と個人の繋がりであり、「個人と組織が対等な関係で、互いの成長に貢献し合う関係」、言い換えれば、「やりがいがある」「達成感を感じる」「環境に満足している」状態と認識しております。従業員一人ひとりが自分の持ち場を守るだけでは不十分であり、従業員が相互に刺激し合い、わくわくするような仕事に向きあうことが必要であることから、このエンゲージメントが重要と考えております。

エンゲージメント向上への取り組みを推進していく上で、その課題や改善度合の見える化を進めることが効果的と考え、エンゲージメント・サーベ이를2021年度より導入し、中期経営計画2024において、その総合スコアをKPIとして設定して全社をあげて取り組んでまいりました。中期経営計画2027からは、ストレスチェック総合リスク値を新たな指標として引き続き取り組むこととしております。

いわゆる「1 on 1」についても、2022年度より新たに全社に導入し、2023年度には、外部講師を招き管理職向け「1 on 1研修」も実施いたしました。2025年度には、「1 on 1」の実施状況についてアンケート調査をもとに経営会議にて改善点などについて議論を行い、対策として活性化を目的に社内ポータルを通じた啓蒙活動も開始しております。

また、組織風土改革を更に進めるべく、他者視点に立つ力と主体的なコミュニケーション力の強化を目的として、外部講師を招き、営業部門、技術部門、生産部門横断の集合研修も実施いたしました。「TRYプロジェクト」と称して、社員自らが考え、自発的に声をあげ、行動する運動を継続しており、それら社員の声を全社に広く還元しております。引き続き、組織マネジメント強化、コミュニケーション拡充等に取り組んでまいります。

(ii)優秀人財の確保

2021年度より、新卒採用手法としてダイレクト・リクルーティングを導入しております。毎年度、採用結果の振り返りを実施し、新たな手法を採用するなど、更なる拡充をはかっております。採用条件に合致する学生の資質等を事前に確認した上で全国の学生にオファーできる仕組みであり、多様な優秀人財の獲得に効果をあげております。併行して、インターンシップも時期を前倒しにするだけでなく、回数を増加させるなど積極的に活用しております。

中途採用については、引き続き人財紹介会社の活用を規模にこだわらず大幅に拡充し、優秀人財の確保に努めております。また、2023年度より、新卒採用同様、ダイレクト・リクルーティングを導入しております。従来の応募や紹介があるまで待つだけの「待ち」の採用手法に加えて、自社にマッチする求職者を自ら探してアプローチする「攻め」の採用手法も併行して活用し、人財の獲得に効果をあげております。「中期経営計画2027」でも

重要分野と位置付けているエンジニアリング事業（環境・工事、工業炉）においても、業種に特化した紹介会社の拡充のほか、ダイレクト・リクルーティング、ヘッドハンティングなどの採用手法の多様化により成果につなげてまいります。2022年度より、社内公募制度、リファラル採用も新たに導入し、注力分野への人財登用等も実現いたしました。M&A等の活用による人財確保にもつなげております。また、少子高齢化による労働人口の不足に対処すべく、外国人人財の活用についても子会社において実現させるなど進んでおります。

新卒、中途採用ともに、優秀人財確保のため更なる手法の拡充だけでなく、初任給を含めた賃金引上げ、中途採用者の処遇見直し制度の導入、従業員への株式報酬制度拡充など実施しております。引き続き、各種インセンティブ制度導入等を課題に取り組んでまいります。

また、キャリア形成を支援する枠組みも開始いたしました。メンタル面も含めたフォロー体制の構築、キャリア形成の支援などを通じて、優秀人財の流出防止も強化してまいります。社員ひとりひとりに寄り添い、向き合っていくことを方針として取り組みます。

（Ⅲ）人財育成

2020年度より、主要拠点（東京、大阪、愛知）の立地にマッチした新たな公開型研修制度を導入しております。理論的なテーマから実務に役立つテーマまで100を超える講座があり、何度でも受講可能な仕組みとなっております。社員本人、管理者によって主体的に育成に取り組むことができおり、人財育成の礎となっております。

また、次世代の経営層の育成を目的として部門横断の「ルツボ創成タスクフォース」を組成し、経営目線での提案活動を進めてきましたが、中期経営計画2027においては、経営メンバーの一角として執行役員の役割の拡充をはかり、実践に移行しております。

若手層の育成に関しては、2021年度より「若手からの提言プロジェクト」を開始、部門横断で人選した若手が経営陣に対して積極的に提案を行っております。2024年度より、若手層を対象とした新たな「若手教育特別プログラム」を開始し、外部研修も活用しながら、中長期に若手層の育成に取り組んでおります。2025年度も、当該プログラムにおける新たな外部研修を行いました。2026年度は中長期に取り組んでいる当該プログラムの最終章として新たな外部研修を行ってまいります。これとは別に、2023年度より「新製品発掘プロジェクト」と称して、若手技術職社員が柔軟な意見を経営陣に対して発する場も設けております。

人財育成の一環として、全社員を対象に、2024年度より、「自己啓発支援制度」と称し、資格取得及び資格以外の自己啓発に関して会社として支援していく取り組みも新たに導入しております。

人事交流については、コロナ禍により見送っていた工場間の交流会を2022年度より再開いたしました。2023年度には、営業部門、技術部門、生産部門合同での部門間での交流会を初めて実施いたしました。2024年度においても、工場間の交流会および3つの部門での交流会を実施しております。2025年度は、前述のとおり、営業部門、技術部門、生産部門合同で、外部講師を招き組織活性化を目的とした参加型研修を部門間交流会兼ねて実施しております。今後も引き続き、積極的に部門間の交流会を実施する予定であります。

(iv)ダイバーシティ

長期ビジョン「22世紀へ、躍進するNIKKAN ～創業1885年、『4世紀をつなぐ企業』」を目指して持続的な成長を図るためには、多様な人財の活躍が必要不可欠と考えております。

女性活躍推進については、女性管理職比率を重点目標の一つとして人財育成を計画的に進めます。高齢者の活躍も重要な課題であり、定年退職者の継続雇用率100%を目標に推進いたします。障がい者雇用については、法定雇用率を充足すべく情報収集等に努めてまいります。また、従前より海外部門、技術部門等において外国出身者が活躍しておりますが、優秀人財の確保を一段と進めます。

多様な人財の確保とともに多様な働き方の実現も極めて重要と考えております。有給休暇の取得推進、長時間労働の削減に加えて、在宅勤務、時差出勤、半日有休・時間有休取得等の多様な制度の活用、産休・育休、介護休暇の利用促進に努めてまいります。

(7) 対処すべき課題

①経営方針

当社グループは、『創造性豊かな活力に満ちた役職員により、伝統を守りつつ、いかなる時代、いかなる環境にも適合する会社を目指す』ことを経営理念とし、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの期待に応え、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を経営の最重要課題として取り組んでおります。そのために、内部統制システムの整備・強化を図り、経営の透明性・公平性を確保し、迅速な意思決定により経営の効率性を高めるべく、コーポレート・ガバナンスの充実を進めております。

中期経営計画2027～Crucible 3 R Ver.2』（2026年3月期から2028年3月期）では、事業構造の再構築をさらに加速し、中期的な経営課題を達成するための基礎固めを完了するとともに、当グループの発展に向けた攻勢を一段と進めてまいります。2025年3月期比、増収増益となる売上高110億円、経常利益8.3億円を目指してまいります。

②経営環境に関する認識

当社グループを取り巻く経営環境は、内外の政治・経済の動向、人手不足・賃上げ、原材料・燃料価格の更なる高騰、為替相場等の市場動向など、引き続き予断を許さないものと認識しております。

鑄造市場においては、自動車の国内生産・販売台数の回復の遅れがみられ、鑄造における需要回復も芳しくなく、加えて、中長期的には自動車のEV化進展がもたらす広範な影響への的確な対処が最重点課題と認識しております。また、鉄鋼市場においても、世界規模での需給調整等が進むなかで製鉄所の再編が進んでおり、当社グループも引き続き影響を受ける見通しであります。

他方、工業炉市場においては、競合企業は多いものの新規参入の少ないマーケットと認識しており、特に海外市場において拡大余地が十分にあるものと考えております。この分野では、特にカーボンニュートラルに寄与す

る製品が求められており、CO2削減をキーワードにした工業炉の開発が最大の課題と考え、当社も積極的に取り組んでおります。また、環境・工事市場は景気変動の影響を受けにくいことから、焼却炉新設・更新は安定的に推移するものと想定しております。特に、大型の焼却処理施設は高水準の稼働が続いており、メンテナンス工事の需要は引き続き大いに期待できる見込みであります。

③年度運営方針、基本戦略

187期（2027年3月期）の年度運営方針は、「安心・安全な職場環境構築、生産量・稼働率を意識した業務改善への取組」であります。

187期の基本戦略については、戦略企画部を軸とした経営企画・戦略立案・新事業創出機能の拡充、新中期経営計画の実効的なフォローアップ等に加え、各部門において以下の通り推進いたします。

国内営業部門は、長年の実績を活かして引き続きお客さまの安定操業に貢献していくことを柱に、既存のお客さまとの深化・取引拡充に取り組むとともに、新市場・新分野のお客さまの開拓を強化いたします。各営業員がこれまで以上にお客さまの事業内容や経営課題をよく知る努力を積み重ね、当社グループの強みであるきめ細かなサービスを提供し続けることで、お客さまの満足度を一段と高めてまいります。また、そうした観点から、営業担当者表彰制度を継続実施するとともに、業務の生産性を強く意識し、管理ツールの拡充をはかり、営業員の対応力強化を進めてまいります。加えて、重点分野に位置づけているエンジニアリング事業（工業炉、環境工事）は、主要拠点に事業所を新たに設け、営業強化をはかり、業容拡大を更に加速させてまいります。

海外営業部門は、重点地域に製造・販売・メンテナンス拠点を確立して市場深耕を進め、海外における売上・営業利益のウエイトを拡充いたします。具体的には、アジア地域での現地生産化によるコスト競争力向上、技術ライセンス先との取引拡充、代理店との連携強化等を積極的に推進してまいります。2026年3月、ベトナムハノイ市にて合併会社「AMECO NIKKAN COMPANY LIMITED」を設立いたしました。当社より副社長を派遣し、当社の強みを活かした溶解炉・耐火物の製造販売を行ってまいります。

技術部門は、豊富な製品群、蓄積技術、特徴ある製造・研究設備の裏付けのもと、技術対応力と製品開発力を向上させ、顧客対応力および環境変化対応力を一段と強化いたします。具体的には、顧客ニーズやクレーム最小化に向けた取組成果等の指標化、各種技術対応活動の分析を通じた技術力強化により、顧客満足度の大幅向上を目指します。また、CO2削減をキーワードにした新製品開発、オンリーワン製品の開発、戦略企画部と連携した将来を見据えた研究開発への取組を強化するとともに、知的財産、基礎研究への重点投資を進めてまいります。

生産部門は、品質の維持・向上、安全の最重視を基本に据え、製造原価計算の精緻化、製造工程管理のレベルアップ等を通じて生産性向上を図るとともに、製造設備の保守・更新の一層の適正化を行ってまいります。また、原材料・燃料費の高騰・高止まりへの的確な対応、更にオフセットガス、グリーン電力利用により自社工場におけるカーボンニュートラルへの取組等を引き続き進めてまいります。

企画・管理部門は、組織活性化に係る諸施策の積極展開を最大の眼目として、有為な人財の採用継続、適材適

所の人事運営、教育研修の拡充等による人財開発・育成を一段と進めるとともに、「働き方改革」の更なる推進、リスク管理の高度化、コンプライアンス意識の更なる向上、管理会計の拡充等の経営管理高度化、IT領域拡大への対応強化、法令・制度改正への的確な対応等に、精力的に取り組んでまいります。

④セグメントごとの事業戦略

当社グループは、子会社・関連会社を含めた全事業を、耐火物事業、エンジニアリング事業、不動産事業、その他事業の4つのセグメントに区分しております。耐火物事業は鋳造市場向け事業と鉄鋼市場向け事業とに、またエンジニアリング事業は工業炉市場向け事業と環境・工事市場向け事業とに、それぞれ区分しております。日本ピーシーエス株式会社の塗料循環装置等に関する事業は、その他事業のセグメントとしております。

当社グループの耐火物事業は、一定分野に限定することなく、多種多様な製品群により広範なお客さまのニーズに的確にお応えしていることから、分野ごとに競合企業が異なるという特徴を有しております。各分野において優れた技術力を持った競合企業と切磋琢磨を続けながら、また当社グループの強みである営業・技術両面での総合的なソリューション提供力を存分に活かしながら、今後もこの事業における競争優位を確保できるよう努めてまいります。

最大のウエイトを占める鋳造事業の基本戦略は、「顧客との更なる関係強化、新製品の拡販、業界での知名度向上」であります。

主たる取引先である自動車関連産業におけるシェアの維持・拡大のため、お客さまから「ファーストコール」をいただくための信頼構築に努めるとともに、省エネ・断熱・脱炭素ニーズに対応した新製品「LITETEX」「エレマックス」等の新製品の拡販を進めてまいります。また、電子デバイス分野等に対応した金属粉末溶解市場への展開、自動車のEV化に適応した誘導炉市場向け製品の拡販、環境問題に適合した省エネ耐火物の開発と販路拡大も積極的に行っております。主力製品である定形耐火物は、当業界で最新・最大の成形設備「CIP（冷間等方圧プレス）」により、例えば高圧縮ルツボ、大型ルツボ等の高付加価値製品を効率的に製造できるという大きな特長を有しており、自社製品の製造に加えて、受託サービスを実施しております。併せて、為替動向も鑑み、国内市場だけでなく、海外市場の販路拡大にも取り組み、生産数量の確保を目指してまいります。

鉄鋼事業の基本戦略は、「設備再編等により変化する国内市場でのシェアを死守しつつ、海外市場における取引拡充に向けて新技術を確立」であります。

国内市場については、製鉄所の再編、高炉から電炉へのシフト進展等の影響を受けることとなりますが、高い技術力により継続的に安定耐用に貢献してきた実績、スピーディーできめ細かな対応力をベースに、シェアの維持・拡大と利益率向上に努めてまいります。

第2のセグメントであるエンジニアリング事業については、「中期経営計画2027」においても引き続き長期ビジョンの実現に向けた事業構造（ポートフォリオ）の再構築を進めていくうえで極めて重要な分野として位置付けており、今後も、人財を大幅に増強いたします。

エンジニアリング事業の柱の一つである工業炉事業の基本戦略は、「顧客のCO2削減、作業負荷軽減に貢献する工業炉拡販を更に推進、先進ビジュアルパネルを活用して作業の安全と高効率化を追求、海外市場への積極展開、海外製造品の活用」であります。

この事業では、炉内の酸化物発生を大幅に抑えることができる新たなコンセプトの溶解兼保持炉としてお客さまから高評価をいただいております「フリーダム」の大幅な拡販に加え、アルミ市場向け溶解兼保持炉「MK炉」「NM炉」、および炉修工事の受注拡大を進めてまいります。また、カーボンニュートラルへの対応として新たに開発したSU炉を販売推進してまいります。海外についても、これまで拡大してきたアジアに加え、欧米を重点マーケットと位置づけ、市場ニーズに即した製品開発、日系企業を中心とした営業活動強化により、積極的な展開を図ってまいります。海外製造品の輸入、販売促進も積極的に実施してまいります。

この事業における当社グループの強みは、汎用的な製品だけではなくお客さまの製造ラインに合わせて最適にカスタマイズした製品を設計・製造できること、自社で製造した耐火材を活用できること、設置後のメンテナンスも一貫して対応できることであります。工業炉開発の技術者が鋳造分野や新製品開発担当の技術者との連携を一段と強化することで、カーボンニュートラルに適応した製品群の開発が加速されてきており、IoT技術を活用した新機能の開発・展開も含め、上記の強みをこれまで以上に活かした事業拡大を進めます。

エンジニアリング事業のもう一つの柱である環境・工事業業の基本戦略は、「人財拡充による対応力強化と時短に繋がる製品・サービスの提供を通じて顧客ニーズに適応し、取扱工事を大幅に拡大」であります。

民間事業者および自治体の設備投資動向を的確に捉え、焼却炉、誘導炉、各種工業炉のメンテナンス工事を中心とした受注拡大に取り組みます。具体的には、高接着性・速硬性・高強度・易乾燥性という特性を有する「クイックセッター」の拡販、当社の独自性を発揮した時短工法への取組強化などを通じて、設備工事ニーズに対する質の高いサービスの提供を進めます。特に、民間産廃市場では焼却炉の中大型化傾向が続くなかで大型工事案件の増加が見込まれることから、人財の採用・育成、協力会社との連携など経営資源を重点的に投入いたします。また、2017年4月に連結子会社化した眞保炉材工業株式会社は有限会社三友築炉の買収に続き、神奈川営業所、大阪事業所の新設と業容を着実に拡大してきており、同社とシナジー拡充を更に進め、関係事業者とのアライアンスや大手プラントメーカーとの取引拡大にも一段と積極的に取り組んでまいります。2025年11月に新たに連結子会社化した株式会社中橋保温工業所ともシナジー拡充に努めてまいります。

第3のセグメントである不動産事業では、本社ビルの賃貸と豊田工場の太陽光発電に加え、2017年4月より開始した大阪倉庫の賃貸により、引き続き安定的な収益確保に努めるとともに、遊休不動産の有効活用を進めてまいります。

第4に、その他の事業として、2021年4月に連結子会社化した日本ピーシーエス株式会社とのシナジー拡充を進めてまいります。日本ピーシーエス株式会社は、主に自動車関連向け塗装工程に係る自動省力機、塗料循環装置の設計製造を手掛け、取引先との強固な信頼関係をベースに、卓越した技術力をもって事業を行なっております。技術・ノウハウ等を共有することで自動車関連メーカー等との取引拡充を展望するとともに、工業炉設計技術との融合等を通じて新製品の開発を一段と加速いたします。

また、新規事業の拡充も当社グループの最重要経営課題の一つであります。地球温暖化、資源問題など経営環境に関する中長期の予測・展望も踏まえながら、金属溶解以外の業界への耐火物供給、業務提携やM&Aを通じた事業多角化の推進等により、「次の1世紀を支える新規事業」を創出してまいります。

⑤優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

前述の通り、当社グループを取り巻く経営環境は、原材料・燃料価格の更なる高騰、為替相場等の市場動向など、引き続き予断を許さないものと認識しております。特に、主要取引先である自動車関連産業における生産・販売の回復の遅れに伴い、鋳造需要が引き続き低迷していること、鉄鋼業界における製鉄所再編については、優先的に対処すべき事業上の課題と認識しております。また、自動車のEV化進展に伴う中長期的な影響についても、今後重点的な対処が不可欠な事業上の課題であります。

当社グループとしては、このような市場構造の変化に対して、『創造性豊かな活力に満ちた役職員により、伝統を守りつつ、いかなる時代、いかなる環境にも適合する』との経営理念を改めて全員が共有し、創業141年の歴史を刻む中で培ってきた柔軟な対応力を発揮して、更なる成長を力強く目指してまいります。

「中期経営計画2027」においては、この経営理念を踏まえた「長期ビジョン」として、「22世紀へ、躍進するNIKKAN ～創業1885年、『4世紀をつなぐ企業』を目指して」を掲げ、到達目標「2040年に連結経常利益20億円」を設定しており、当社グループの「コア・コンピタンス（核となる強み）」である『耐火物・サービスに関する総合的なソリューション提供力』を最大限に活かしてこの目標の実現を目指します。

グループ全社・全員が一丸となって新たに策定した「中期経営計画2027」に取り組んでいくことこそが、上記の事業上の課題への対処と考えております。

なお、厳しい経営環境が続く中においても、連結業績は前期比増収増益となっております。当社単体では増収なるも、営業利益、経常利益ともに減益となりましたが、各子会社も含め引き続き健全な財務体質を維持しており、特筆すべき財務上の課題はありません。

(8) 財産および損益の状況

(単位：千円、1株当たり当期純利益は円)

区 分	第183期 2023年3月期	第184期 2024年3月期	第185期 2025年3月期	第186期 2026年3月期 (当連結会計年度)
売上高	8,841,987	9,610,548	9,784,442	10,220,922
経常利益	147,818	323,309	492,054	493,989
親会社株主に帰属する当期純利益	△14,815	270,809	350,444	426,606
1株当たり当期純利益	△2.20	40.77	52.87	64.25
純資産	5,160,269	5,284,947	5,581,393	6,203,724
総資産	10,745,331	10,670,598	11,216,800	12,099,790

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アジア耐火株式会社	30,000千円	100%	不定形耐火物の製造販売
眞保炉材工業株式会社	30,000千円	100%	築炉工事
日本ピーシーエス株式会社	32,000千円	100%	塗料循環装置の製造販売
有限会社三友築炉	3,000千円	100%	築炉工事
株式会社中橋保温工業所	10,000千円	100%	保温・保冷・耐火・築炉工事の施工

(注) 有限会社三友築炉に対する当社の議決権比率は、当社の子会社である眞保炉材工業株式会社を通じての間接所有分です。

③ 持分法を適用した関連会社の状況

該当事項はありません。

注 2025年12月18日付で、当社は、久精日坩（江蘇）新材料科技有限公司の持分19.5%を売却したため、同社は持分法適用会社から除外いたしました。

④ その他

技術提携の状況

ア. 重要な技術援助契約先

ドイツのルミコ社、メキシコのカンパニア・ナショナル・デ・アブラシボス社、中国の瀋陽金安鑄材有限公司、久精日坩（江蘇）新材料科技有限公司

イ. 重要な技術導入契約先

アメリカのヴェスヴィアス社、アライド・ミネラル・プロダクツ社、E-j a y サーモプロダクツ社

(10)主要な事業内容 (2026年 3月31日現在)

事業内容	主要製品等
耐火物事業	黒鉛ルツボ、誘導炉用不定形耐火物、原子力発電所向け高性能特殊ルツボ、キュポラ用耐火物、高周波誘導炉用ルツボ、高炉用不定形耐火物
エンジニアリング事業	アルミ市場向け溶解兼保持炉（MK 炉、NM 炉、FD 炉）、炉修工事（熱処理炉、焼却炉）
不動産事業	本社賃貸ビル、太陽光発電事業、大阪倉庫賃貸事業
その他事業	塗料循環装置及び機器類の設計・製作、塗装関連設備及び省力装置の設計・製作

(11)主要な営業所および工場 (2026年 3月31日現在)

会社名		名 称	所在地
当 社		本社	東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号
		東京支店	東京都渋谷区
		大阪支店	大阪府東大阪市
		名古屋支店	愛知県春日井市
		九州営業所	福岡県北九州市
		鹿島出張所	茨城県神栖市
		埼玉出張所	埼玉県上尾市
		熊谷出張所	埼玉県熊谷市
		富山出張所	富山県高岡市
		東海出張所	愛知県東海市
		大阪工場	大阪府東大阪市
		豊田工場	愛知県豊田市
		春日井工場	愛知県春日井市
子会社	アジア耐火株式会社	本社	埼玉県上尾市
	眞保炉材工業株式会社	本社	東京都大田区
	日本ピーシーエス株式会社	本社	東京都渋谷区
	有限会社三友築炉	本社	新潟県柏崎市
	株式会社中橋保温工業所	本社	大阪府堺市
	日坭商貿（上海）有限公司	本社	中国上海市

(注) 有限会社三友築炉は、眞保炉材工業株式会社を通じた間接所有となっております。

(12) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
耐火物事業	134 (33) 名	7名減 (3名増)
エンジニアリング事業	73 (5)	13名増 (1名増)
不動産事業	－ (－)	－ (－)
その他事業	17 (6)	－ (－)
全社 (共通)	35 (6)	5名減 (1名減)
合計	259 (50)	1名増 (3名増)

- (注) 1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 使用人数の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3. 「全社（共通）」は、当社の管理部門及び技術部門であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
183 (37) 名	5名減 (2名減)	44.2歳	15.2年

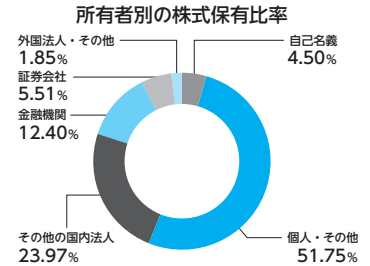
- (注) 1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 使用人数の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(13) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	959百万円

2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
(2) 発行済株式の総数 7,045,200株
(自己株式317,455株を含む。)
(3) 株主数 4,976名
(4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
岡田 民雄	328,300株	4.87%
株式会社みずほ銀行	325,000株	4.83%
柏屋商事株式会社	275,000株	4.08%
上田八木短資株式会社	251,300株	3.73%
美濃窯業株式会社	232,000株	3.44%
野村信託銀行株式会社 (信託口)	216,230株	3.21%
野間 一	210,000株	3.12%
日本坩堝従業員持株会	207,000株	3.07%
野村證券株式会社	178,070株	2.64%
日本精鋳株式会社	127,000株	1.88%

(注) 1. 当社は自己株式317,455株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式317,455株を控除して計算しております。

3 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西 村 有 司	
専務取締役	広 野 玲緒奈	営業部門・工業炉事業管掌
取締役	岡 本 聡	企画管理部門管掌 総務部長 リスク管理・コンプライアンス室長
取締役	岩 谷 誠 治	
取締役	岡 松 暁 子	
常勤監査役	山 本 博 之	
監査役	茂 木 康三郎	
監査役	松 田 明 彦	

(注) 1. 取締役岩谷誠治氏、岡松暁子氏は、社外取締役であります。

なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

2. 常勤監査役山本博之氏、監査役茂木康三郎氏および監査役松田明彦氏は、社外監査役であります。

なお、当社は松田明彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および各社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社および当社のすべての子会社のすべての取締役および監査役。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償請求や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈賄罪などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	96,407千円 (8,804)	65,801千円 (8,804)	23,896千円 (－)	6,709千円 (－)	8名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	18,233 (18,233)	18,233 (18,233)	－ (－)	－ (－)	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	114,640 (27,037)	84,034 (27,037)	23,896 (－)	6,709 (－)	12 (6)

- (注) 1. 上記の「基本報酬」の額には、当該事業年度における監査役1名（うち社外監査役1名）に対する役員賞与引当金の繰入額1,200千円を含んでおります。
2. 上記の「業績連動報酬等」の額には、当該事業年度における取締役3名（うち社外取締役0名）に対する役員賞与引当金の繰入額23,896千円を含んでおります。
3. 上記の「非金銭報酬等」の額には、当該事業年度における取締役6名（うち社外取締役0名）に対する株式給付引当金の繰入額6,709千円を含んでおります。
4. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 業績連動賞与に関する事項

事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績指標として連結経常利益を掲げ、連結経常利益額に役位毎の係数を乗じた額を賞与として毎年一定の時期に支給することとしております。

③ 業績連動型株式報酬の内容

取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に對して業績指標を反映した株式報酬を交付しております。業績指標は、株主利益との連動性を明確に図るため、業績の最終結果を表す連結上の親会社株主に帰属する当期純利益としております。役員株式給付規程に基づき、取締役の役位ごとに設定したウエイトを用いて各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じたポイントを毎年付与し、取締役退任時に累積ポイントに基づく株式給付、金銭給付を行います。各事業年度の目標値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直すものとしております。

④ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第167回定時株主総会において年額160百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月25日開催の第180回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入、当社取締役（社外取締役をのぞく）を対象として、本制度で定める役員株式給付規程に基づき、必要な金額を拠出しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、6名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第167回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針（以下、「決定方針」という）の原案を作成するよう諮問委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月10日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての賞与および中長期の業績連動報酬としての業績連動型株式報酬「株式給付信託（BBT）」により構成し、監査機能を担う社外取締役および社外監査役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ii. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- iii. 業績連動報酬の賞与ならびに業績連動型株式報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬の賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結経常利益に役位別の係数を乗じた額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

業績連動型株式報酬は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価変動リスクを株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として業績指標を反映した株式報酬とする。業績指標は、株主利益との連動性を明確に図るため、業績の最終結果を表す連結上の親会社株主に帰属する当期純利益とする。取締役の役位ごとに設定したウェイトを用いて各事業年度の連結当期利益の目標値に対する達成度合いに応じたポイントを毎年付与し、取締役退任時に累積ポイントに基づく株式給付、金銭給付を行う。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう各事業年度の計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直すものとする。

- iv. 金銭報酬の額、業績連動賞与の額または業績連動型株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の業績連動賞与は経常利益の達成率ではなく、経常利益の実額をベースとする。業績連動型株式報酬は当期純利益の達成率をベースとする。金銭報酬、業績連動賞与・報酬の割合は特に定めないが、取締役にとって十分なインセンティブとなるよう、全体としてのバランスを踏まえた適切な内容とし、諮問委員会への諮問・答申を経て決定するものとする。

- v. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については代表取締役社長にその具体的内容について委任をするものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および業績連動賞与の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。なお、業績連動株式報酬は、役員株式給付規程に基づき決定されるものとする。

- ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであるとの判断をしております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

2021年2月10日開催の取締役会にて代表取締役社長に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および業績連動賞与の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、諮問委員会に原案を諮問し答申を経ることとしております。なお、業績連動型株式報酬については、役員株式給付規程に基づいて給付を決定しております。

(5) 社外役員の主な活動状況

① 社外取締役

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行なった職務の概要
取締役	岩 谷 誠 治	100% (11／11回)	岩谷誠治氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会における審議案件についての的確な発言を通じて議論の活性化に貢献するなど、当社の経営に対する監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役	岡 松 暁 子	100% (11／11回)	岡松暁子氏は、法律およびサステナビリティに関する専門家としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会における審議案件についての的確な発言を通じて議論の活性化に貢献するなど、当社の経営に対する監督等に十分な役割・責務を果たしております。

② 社外監査役

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
常勤監査役	山 本 博 之	100% (11／11回)	100% (9／9回)	銀行や事業会社での経験に基づく会計・海外事業・経営全般に関する知識を活かし、積極的に発言を行っております。
監査役	茂 木 康三郎	100% (11／11回)	100% (9／9回)	事業会社での経営全般に関する経験を活かし、高い知見から発言を行っております。
監査役	松 田 明 彦	100% (9／9回)	100% (7／7回)	事業会社での経営全般に関する経験を活かし、高い知見から発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 グローリー監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5 会社の支配に関する基本方針

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の経営理念および企業価値の源泉ならびに当社を支えるステークホルダー（利害関係者）との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、金融商品取引所に株式を上場しておりますので、当社の株式は株主および投資家の皆様による自由な取引が原則であり、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づき行われるものと考えており、当社株式に対する大規模買付行為があった場合においても、これが当社の企業価値の向上および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、当社の持続的な企業価値向上のために必要不可欠な取引先、債権者、従業員等のステークホルダーとの良好な関係を損ねるおそれのあるもの、株主に対して当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社や株主に対して当該行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社はこのような大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

(a) 企業価値向上のための取組み

当社は、1885年（明治18年）の創業以来、耐火物および工業炉のメーカーとして141年間、国内外の鑄造業界、鉄鋼業界を中心とした市場に対し製品を供給してまいりました。当社が長年にわたり継続企業（ゴーイングコンサーン）として存続してきたのは、取引先、債権者、従業員等のステークホルダーとの長期的な信頼関係を基盤として、販売、研究開発、品質改善、コストダウン、新製品開発など顧客の要求に応える継続的な努力により常に企業価値の向上を目指してきたことによるものと考えており、今後も更なる企業価値および株主共同の利益の向上に努めてまいります。

(b) 不適切な者によって当該株式会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する当社株券等

の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行います。

当社は、2023年6月28日開催の第183回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現プラン」といいます。）を継続しております。

現プランの有効期限は2026年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとしております。

(3) 取締役会の判断およびその判断に係る理由

- (a) 前記(2)(a)の取組みは、前記(1)の基本方針に沿い、当社の企業価値、株主共同の利益を確保・向上させるための取組みであり、株主の共同の利益を損なうものではないと判断いたします。
- (b) 前記(2)(b)の取組みは、前記(1)の基本方針に沿ったものであり、第180回定時株主総会において現プランは株主の皆様の承認を得ております。取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重しながら買収防衛策が発動されることが定められており、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり情報、その他比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：千円)

| 科目                | 第186期<br>2026年3月31日現在 |
|-------------------|-----------------------|
| <b>資産の部</b>       |                       |
| <b>流動資産</b>       | <b>7,060,309</b>      |
| 現金及び預金            | 2,278,893             |
| 受取手形              | 74,603                |
| 電子記録債権            | 535,410               |
| 売掛金               | 2,175,419             |
| 契約資産              | 269,709               |
| 棚卸資産              | 1,570,820             |
| 未収入金              | 49,522                |
| その他               | 106,511               |
| 貸倒引当金             | △579                  |
| <b>固定資産</b>       | <b>5,039,480</b>      |
| <b>(有形固定資産)</b>   | <b>(2,721,255)</b>    |
| 建物及び構築物           | 1,451,412             |
| 機械装置及び運搬具         | 618,951               |
| 工具器具備品            | 79,414                |
| 土地                | 255,415               |
| リース資産             | 71,819                |
| 建設仮勘定             | 244,241               |
| <b>(無形固定資産)</b>   | <b>(192,882)</b>      |
| のれん               | 174,999               |
| その他               | 17,883                |
| <b>(投資その他の資産)</b> | <b>(2,125,342)</b>    |
| 投資有価証券            | 1,603,527             |
| 関係会社出資金           | 24,870                |
| 保険積立金             | 41,380                |
| 繰延税金資産            | 111,848               |
| その他               | 343,716               |
| <b>資産合計</b>       | <b>12,099,790</b>     |

| 科目                 | 第186期<br>2026年3月31日現在 |
|--------------------|-----------------------|
| <b>負債の部</b>        |                       |
| <b>流動負債</b>        | <b>3,851,492</b>      |
| 支払手形及び買掛金          | 639,776               |
| 電子記録債務             | 737,621               |
| 短期借入金              | 1,476,908             |
| リース債務              | 35,237                |
| 未払法人税等             | 138,929               |
| 賞与引当金              | 257,311               |
| 役員賞与引当金            | 35,273                |
| その他                | 530,434               |
| <b>固定負債</b>        | <b>2,044,573</b>      |
| 長期借入金              | 827,776               |
| リース債務              | 2,132                 |
| 退職給付に係る負債          | 803,194               |
| 役員退職慰労引当金          | 83,294                |
| 役員株式給付引当金          | 21,372                |
| 資産除去債務             | 110,875               |
| その他                | 195,928               |
| <b>負債合計</b>        | <b>5,896,066</b>      |
| <b>純資産の部</b>       |                       |
| <b>株主資本</b>        | <b>5,374,874</b>      |
| 資本金                | 704,520               |
| 資本剰余金              | 85,474                |
| 利益剰余金              | 4,733,990             |
| 自己株式               | △149,111              |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>828,849</b>        |
| その他有価証券評価差額金       | 828,849               |
| <b>純資産合計</b>       | <b>6,203,724</b>      |
| <b>負債・純資産合計</b>    | <b>12,099,790</b>     |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

| 科目              | 第186期<br>2025年 4 月 1 日から<br>2026年 3 月31日まで |            |
|-----------------|--------------------------------------------|------------|
|                 |                                            |            |
| 売上高             |                                            | 10,220,922 |
| 売上原価            |                                            | 7,514,171  |
| 売上総利益           |                                            | 2,706,750  |
| 販売費及び一般管理費      |                                            | 2,296,594  |
| 営業利益            |                                            | 410,155    |
| 営業外収益           |                                            |            |
| 受取利息及び配当金       | 50,629                                     |            |
| 受取家賃            | 15,582                                     |            |
| 為替差益            | 14,027                                     |            |
| その他             | 38,891                                     | 119,130    |
| 営業外費用           |                                            |            |
| 支払利息            | 32,734                                     |            |
| 持分法投資損失         | 444                                        |            |
| その他             | 2,117                                      | 35,296     |
| 経常利益            |                                            | 493,989    |
| 特別利益            |                                            |            |
| 受取保険金           | 34,215                                     |            |
| 助成金収入           | 20,492                                     |            |
| 関係会社出資金売却益      | 25,621                                     |            |
| 負ののれん発生益        | 37,624                                     | 117,953    |
| 特別損失            |                                            |            |
| ゴルフ会員権評価損       | 180                                        |            |
| 固定資産除却損         | 793                                        | 973        |
| 税金等調整前当期純利益     |                                            | 610,969    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 214,499                                    |            |
| 法人税等調整額         | △30,136                                    | 184,362    |
| 当期純利益           |                                            | 426,606    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |                                            | 426,606    |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：千円)

| 科目                | 第186期<br>2026年3月31日現在 |
|-------------------|-----------------------|
| <b>資産の部</b>       |                       |
| <b>流動資産</b>       | <b>5,290,367</b>      |
| 現金及び預金            | 1,001,443             |
| 受取手形              | 73,912                |
| 電子記録債権            | 483,021               |
| 売掛金               | 1,917,339             |
| 契約資産              | 258,484               |
| 商品及び製品            | 643,126               |
| 仕掛品               | 183,046               |
| 未成工事支出金           | 4,522                 |
| 原材料及び貯蔵品          | 578,886               |
| 前払費用              | 34,479                |
| 未収入金              | 49,389                |
| その他               | 62,849                |
| 貸倒引当金             | △134                  |
| <b>固定資産</b>       | <b>5,777,652</b>      |
| <b>(有形固定資産)</b>   | <b>(2,502,126)</b>    |
| 建物                | 1,227,099             |
| 構築物               | 96,070                |
| 機械装置              | 603,938               |
| 車輛運搬具             | 3,008                 |
| 工具器具備品            | 74,582                |
| 土地                | 185,553               |
| リース資産             | 67,632                |
| 建設仮勘定             | 244,241               |
| <b>(無形固定資産)</b>   | <b>(16,390)</b>       |
| 借地権               | 3,871                 |
| ソフトウェア            | 7,910                 |
| 電話加入権             | 4,437                 |
| 水道施設利用権           | 171                   |
| <b>(投資その他の資産)</b> | <b>(3,259,136)</b>    |
| 投資有価証券            | 1,602,097             |
| 関係会社株式            | 1,254,265             |
| 関係会社出資金           | 24,870                |
| 出資金               | 280,251               |
| 繰延税金資産            | 68,980                |
| その他               | 28,671                |
| <b>資産合計</b>       | <b>11,068,020</b>     |

| 科目              | 第186期<br>2026年3月31日現在 |
|-----------------|-----------------------|
| <b>負債の部</b>     |                       |
| <b>流動負債</b>     | <b>3,650,398</b>      |
| 電子記録債務          | 727,431               |
| 買掛金             | 660,442               |
| 短期借入金           | 1,467,200             |
| リース債務           | 33,044                |
| 未払金             | 37,160                |
| 未払費用            | 117,239               |
| 未払法人税等          | 83,332                |
| 未払消費税           | 36,415                |
| 前受収益            | 5,000                 |
| 預り金             | 10,352                |
| 賞与引当金           | 202,319               |
| 役員賞与引当金         | 23,405                |
| その他             | 247,055               |
| <b>固定負債</b>     | <b>1,863,604</b>      |
| 長期借入金           | 796,900               |
| 退職給付引当金         | 750,788               |
| 役員退職慰労引当金       | 40,200                |
| 役員株式給付引当金       | 21,372                |
| 預り敷金保証金         | 175,928               |
| 資産除去債務          | 78,414                |
| <b>負債合計</b>     | <b>5,514,002</b>      |
| <b>純資産の部</b>    |                       |
| <b>株主資本</b>     | <b>4,725,331</b>      |
| <b>資本金</b>      | <b>704,520</b>        |
| <b>資本剰余金</b>    | <b>80,850</b>         |
| 資本準備金           | 56,076                |
| その他資本剰余金        | 24,774                |
| <b>利益剰余金</b>    | <b>4,089,072</b>      |
| 利益準備金           | 163,380               |
| その他利益剰余金        | 3,925,692             |
| 配当準備積立金         | 10,000                |
| 圧縮積立金           | 47,707                |
| 別途積立金           | 780,661               |
| 繰越利益剰余金         | 3,087,322             |
| <b>自己株式</b>     | <b>△149,111</b>       |
| <b>評価・換算差額等</b> | <b>828,685</b>        |
| その他有価証券評価差額金    | 828,685               |
| <b>純資産合計</b>    | <b>5,554,017</b>      |
| <b>負債・純資産合計</b> | <b>11,068,020</b>     |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

| 科目           | 第186期<br>2025年 4 月 1 日から<br>2026年 3 月31日まで |           |
|--------------|--------------------------------------------|-----------|
|              |                                            |           |
| 売上高          |                                            | 8,708,682 |
| 売上原価         |                                            | 6,523,486 |
| 売上総利益        |                                            | 2,185,195 |
| 販売費及び一般管理費   |                                            | 1,951,027 |
| 営業利益         |                                            | 234,167   |
| 営業外収益        |                                            |           |
| 受取利息         | 1,248                                      |           |
| 受取配当金        | 63,407                                     |           |
| 受取家賃         | 15,582                                     |           |
| 為替差益         | 14,027                                     |           |
| その他          | 28,950                                     | 123,216   |
| 営業外費用        |                                            |           |
| 支払利息         | 32,460                                     |           |
| その他          | 1,490                                      | 33,951    |
| 経常利益         |                                            | 323,432   |
| 特別利益         |                                            |           |
| 受取保険金        | 31,965                                     |           |
| 助成金収入        | 20,492                                     |           |
| 関係会社出資金売却益   | 21,250                                     | 73,708    |
| 特別損失         |                                            |           |
| 固定資産除却損      | 793                                        | 793       |
| 税引前当期純利益     |                                            | 396,347   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 138,901                                    |           |
| 法人税等調整額      | △26,255                                    | 112,646   |
| 当期純利益        |                                            | 283,700   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 会計監査人の連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

日本垣塙株式会社

取締役会 御中

グロリー監査法人  
東京都中央区

|                        |       |         |
|------------------------|-------|---------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 行 正 晴 實 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 後 藤 謙 太 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 田 口 聡 志 |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本垣塙株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本垣塙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切かどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関与している。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

日本坩堝株式会社  
取締役会 御中グローリー監査法人  
東京都中央区

|                        |       |         |
|------------------------|-------|---------|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 行 正 晴 實 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 後 藤 謙 太 |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 田 口 聡 志 |

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本坩堝株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第186期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
  - 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第186期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人グローリー監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人グローリー監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

日本坩堝株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山本 博之 ㊞  
社 外 監 査 役 茂木康三郎 ㊞  
社 外 監 査 役 松田明彦 ㊞

以 上

| 会社概要 (2026年3月31日現在) |                                                                 |       |                  |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------|-------|------------------|
| 社 名                 | 日本ルツボ株式会社<br>(登記上社名：日本坩堝株式会社)<br>Name：Nippon Crucible Co., Ltd. | 資本金   | 7億452万円          |
| 設 立                 | 明治39年(1906年)12月                                                 | 証券取引所 | 東京証券取引所 スタンダード市場 |
| 本店所在地               | 東京都渋谷区恵比寿1-21-3 恵比寿NRビル<br>TEL(代表) 03-3443-5551                 | 会計監査人 | グローリー監査法人        |
|                     |                                                                 | 証券コード | 5355             |
|                     |                                                                 | 従業員数  | 連結 259名 単体 183名  |

| 株主メモ (2026年3月31日現在) |                        |         |                                  |
|---------------------|------------------------|---------|----------------------------------|
| 事業年度                | 毎年4月1日～翌年3月31日         | 単元株式数   | 100株                             |
| 剰余金の配当基準日           | 3月31日(中間配当を行う場合は9月30日) | 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号<br>みずほ信託銀行株式会社 |
| 定時株主総会              | 毎年6月下旬                 |         |                                  |

| 株式に関するお手続きについて                       |                                                                                                                                               |                                                          |
|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
|                                      | 証券会社等に口座をお持ちの場合                                                                                                                               | 証券会社等に口座をお持ちでない場合<br>(特別口座の場合)                           |
| 郵便物送付先                               | お取引の証券会社等になります。                                                                                                                               | 〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4<br>みずほ信託銀行 証券代行部                 |
| 電話お問い合わせ先                            |                                                                                                                                               | フリーダイヤル 0120-288-324<br>(土・日・祝日を除く9:00～17:00)            |
| 各種手続き取扱店<br>(住所変更、株主配当金<br>受取方法の変更等) |                                                                                                                                               | みずほ信託銀行<br>本店および全国各支店<br>※トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。 |
| 未払配当金のお支払                            | みずほ信託銀行 本店および全国各支店<br>みずほ銀行 本店および全国各支店                                                                                                        |                                                          |
| ご注意                                  | ○未払配当金の支払、支払明細発行については、上記の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・各種手続き取扱店をご利用ください。<br>○単元未満の買取以外の株式売買はできません。<br>○電子化前に名義書換を失念してお手元に他人名義の株券がある場合は至急ご連絡ください。 |                                                          |

**公告方法** 電子公告 (<https://www.rutsubo.com/>)  
 ただし、やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。

# 新型溶解炉「SUPPRESS(サプレス)」の本格販売を開始



当社は本年度より、新型溶解炉「SUPPRESS」の本格販売を開始いたしました。本製品は、ガスと電気の「デュアル熱源」を採用した革新的な設計により、従来炉を凌駕する高効率運転を実現しました。特に、当社独自の“トリプル効率革命”として、以下の3要素を同時に達成しています。

省スペース：設置面積を約30%削減し、工場レイアウトの自由度を向上

省 力 化：メンテナンス負担の大幅な軽減

省 エ ネ 化：エネルギー使用量の最適化による製造コストの低減

また、CO<sub>2</sub>排出量削減にも大きく寄与しており、お客様の生産性向上とカーボンニュートラル実現を同時に支援いたします。当社は今後も、持続可能な社会の実現に向け、環境性能に優れた製品開発に注力してまいります。

## ベトナムにおける合併会社「AMECO NIKKAN COMPANY LIMITED」の設立

当社は、ベトナムにおいてAMECO社と合併会社「AMECO NIKKAN COMPANY LIMITED」を設立いたしました。同社は溶解炉・熱処理炉・反射炉等の各種設備販売を主業とし、製造についてはAMECO社が担います。

両社はこれまで、日系メーカーの炉修・保全業務や当社製品の据付・メンテナンスを通じて長年、技術交流を深めてまいりました。こうした



強固な信頼関係と、当社の「海外生産拠点の構築」という戦略が合致し、今回の合併設立に至ったものです。今後は耐火物の製造・販売など、関連事業への多角的な展開も視野に入れ、さらなる事業拡大を目指してまいります。

## 株式会社中橋保温工業所の完全子会社化

当社は、事業基盤の強化とシナジー創出を目的に、2025年11月25日付で株式会社中橋保温工業所を完全子会社化いたしました。同社は発電分野で高い施工実績と技術力を有しております。本グループ化により、環境分野との融合を図り、受注拡大と競争力向上を推進し、企業価値の向上

を目指してまいります。



## 株主総会会場ご案内図

(会場場所のお問い合わせ) 渋谷サンスカイルーム 電話 03 (3406) 2085



渋谷駅

\*地下鉄連絡通路をご利用の場合はB3、B4番出入口が便利です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。